奈良県告示第三百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県土木部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月二十五日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　道路の種類　一般県道

二　路　線　名　五條高取線

三　道路の区域

路線番号	区間	区域変更の前後別			敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
		前		後			
		A	B	B			
一二〇	吉野郡大淀町大字薬水四八番一から吉野郡大淀町大字薬水二番四まで	三・〇～一三・四	九・五～六〇・五			四五〇・〇	四八五・〇